

第五部

昭和後期

第二十一章 戦後耐乏生活と民主化政策

第一節 戦後の耐乏生活

占領政策の実施

昭和二十年七月、アメリカ、イギリス、中国の名でポツダム宣言が発表され、日本に無条件降伏を勧告したが、ついに日本政府はポツダム宣言を受諾し、八月十五日正午天皇はラジオを通じて国民に戦争の終結を告げた。八月十六日、東久邇宮内閣が組織され、九月二日、東京湾のアメリカ戦艦ミズリー号甲板上で、降伏文書に調印がなされた。

連合軍は総司令部（GHQ）を東京におき、マッカーサー元帥が総司令官となり、日本の占領政策を実施した。占領軍は日本各地に進駐したが、兵庫県は第一軍団軍政部管下の第三軍政中隊の管轄に属し、県会議事堂の建物が占拠された。

終戦当時兵庫県内各地には膨大な陸海空の兵力が散在していたが、終戦とともに解体され、十一月末日までに復員が終了した。海外からの引揚げも開始され、兵庫県では、昭和二十八年までに引揚者は、陸軍四万

一〇〇〇余人、海軍一萬六〇〇〇余人、一般五萬四〇〇〇余人に達した。(兵庫縣百年史)

連合軍の占領政策は、日本の非軍事化と民主化であった。総司令部は、軍国主義を一掃するためつぎつぎに指令を発した。軍隊の解体のため武装解除をなし復員せしめ、兵役法、在郷軍人会などを廃止した。東京には極東国際軍事裁判所が設置され、戦争犯罪人の裁判が行われた。また軍人や各界の軍国主義者などの公職追放と右翼団体の解散も命じられた。国民の基本的人權を回復するために、治安維持法以下の弾圧諸法規が廃止され、労働組合法が制定された。

日本の民主化のために、教育制度の改革、国家神道の廃止、財閥の解体、農地改革などが実施され、新憲法の制定が行われて着々と民主化が進行したのである。

復員と海外からの引揚

日高町における復員と海外からの引揚については、記録が無く詳細は不明であるが、『地方事務所十周年記念誌』の中に北但及び南但関係の若干の記事がみられる。

但馬地区における復員業務や未復員者家族よりの相談については、兵庫県未帰還者相談所豊岡支部で取扱われていたが、昭和二十三年五月これを閉鎖し、北但地方事務所がこれを引継ぎ、未帰還者の調査、相談、未復員者給与法及未帰還者給与法に基づくそれぞれの留守宅渡し給与事務、遺骨の伝達、未復員者留守宅慰問業務等が実施された。

昭和二十七年現在、城崎、出石、美方三郡の陸海軍関係未帰還者数は九九名、一般邦人関係者四〇名、計



写真201 復員列車風景

一三九名であった、留守宅渡金受給者は五〇名で、月額九万四八〇〇円であった。

ソ連地区からの引揚げ再開は昭和二十三年より開始されるようになり、それ以後四年の長きにわたり抑留者の後期引揚者に対する受入対策の強化がすすめられた。その間の引揚船の入港は四八回に及び、北但地方事務所管内の後期引揚者は二〇四名であった。海外引揚者共同宿泊所は五荘村と豊岡町に設置され、引揚者はここに収容された。また引揚者住宅は町村施設として西浜、口佐津、香住に設けられた。

インフレーションと食糧難

戦時中物資は欠乏し、生活は困難を極めた。国民は終戦により漸く戦争

から解放されたが、戦地からの多数の復員者と、海外からの引揚者により、愈々物資の欠乏と食糧難に陥った。敗戦という経験したことのない環境の中で虚脱状態に陥り、インフレは一層拍車をかけられた。現金を保持したものが手当り次第に買いまくるので、ヤミ値でなければ物は手に入らず、物価は益々高騰し、食糧は遂に危機状態となった。加えて昭和二十年九月十八日に来襲した大型台風の被害は大きく、稲作は三十数年振りの凶作であったので、進駐軍の援助物資補給にもかかわらず国民は餓死線上をさまよい、勢い未利用資

表77 昭和20年度国府村の山菜部落別供出割当

部 落	甘 藷 蔓	大 根 葉
松岡	187貫	14貫
土居	486	25
上郷	1,371	48
府市場	773	33
府中	553	21
堀新	653	16
野々庄	655	16
池上	333	13
芝	775	23
上石	462	14
竹貫	300	13
納屋	303	9
上佐野	439	18
計	7,290貫 (27,337.5 kg)	263貫 (986.3 kg)

源に頼るより方法がなく、甘藷蔓、大根葉等が供出の対象にまでなった。これ等の割当状況を国府村に例をとってみると、表77のように記録されている。

このような事情は食糧に限らず、生活必需品資全般にわたって深刻化した。政府は昭和二十一年二月十七日金融緊急措置令を発し、経験したことのない預金封鎖と新円切替えに踏み切った。そして預貯金の払出制限を行い、三月からの一般給与の封鎖による支払いは生活費五〇〇の一般給与の封鎖による支払いは生活費五〇〇の円の枠を設け、それ以上は封鎖した、封鎖された預金の支払いは、世帯主と家族と区別して月額枠内で支払われた。新円の切替えも、印刷が間に合わず、旧円に証紙を貼って使用した時期もあった。

食糧は不足し預金は封鎖され、勢い物々交換するより方法がなく、所有の家財家具がその対象となり、一つ一つを食糧と交換して所謂竹の子生活となり、食糧を持つ農家には不相応のものが流れ込むということになった。

殊に戦時中産めよ殖せよの国策に順応した、子だくさんの家庭や復員による戦後ベビーブームの家庭では大変で、乳幼児の哺育には一苦労も二苦労もした。牛乳、鶏卵も入手難で母乳の代りに麦えびしの汁を飲ま



写真203 10円紙幣(旧円)



写真204 10円紙幣(新円)

個人金融通帳
昭和21年 月 日 発行
大 嶺 省

日	借	貸	残高	印
1	1000		1000	
2		500	500	
3	1000		1500	
4		200	1300	
5	1000		2300	
6		1000	1300	
7			1300	
8			1300	
9			1300	
10			1300	
11			1300	
12			1300	
13			1300	
14			1300	
15			1300	

主 氏 名 川 見 峰 元 四
世帯主及世帯員名簿

氏 名	性別	年齢	職業	印
川見峰元	男	45	職	
川見峰子	女	15	学	
川見峰子	女	12	学	
川見峰子	女	10	学	
川見峰子	女	8	学	
川見峰子	女	6	学	
川見峰子	女	4	学	
川見峰子	女	2	学	
川見峰子	女	0	学	

写真202 個人金融通帳
(昭和21年)

せたりする仕末であった、偶々餅を貰って其晩母乳が異状に沢山出たことを、感慨深く当時を追憶して聞かせる母親は少ない。

戦後配給生活の実態

国民は勝つことを信じ、「一億一心」「欲しがりません勝つまでは」と張り切っていたが、敗戦という思いがけない事態に総崩れとなり、心のより所を失ってしまった。それに加えて復員者、海外からの引揚者、都会から罹災者の里帰りによる人口増加や、昭和二十年秋の稀有の稲作減少により、食糧は愈々逼迫し国民は飢餓線上をさまよい、遅配欠配も度々重なり、米に代るもので食糧になりそうなものは、片っ端から漁って食べた。

食糧以外の生活必需物資も段々窮屈となり、ヤミ取引でなければ手にはいらぬようになった。

衣料品も食糧に続いて欠乏し、甚だしい時には配

給切符はあっても、品物は届かないこともあった。

手拭一筋も手に入れることがむずかしい時代であって、タンスの底から昔の着物やフトンをモンペに仕立てたり、五月幟を切って手拭にして使った。マッチ、食塩、石鹼、酒、酢、味噌、醤油、菓子、其他あらゆるものが配給となった。主食の不足は買い出しより方法がなくなり、昭和二十一年からは、各会社でも「買い出し休暇」というような休暇さえ出すほどで、食糧確保に血まなこになった。

昭和二十一年度浅倉区の資料に年間の物資の配給状況が詳しく残されているので次頁に紹介しておく。
(表78)。

昭和二十二年になると主食配給量が一日二合一勺から二合五勺に引上げられた。しかし、米価が低いため農民の不満をかい、供出量が目標に達しないため再び遅配欠配という状態も生じた。

買出し部隊は引続き田舎へと流れ込み、ヤミ取引は横行した。手拭を姉さん冠りした都会の主婦達が路傍の蓬よもぎの葉、蔞なま、馬鈴薯の新梢、南瓜の未熟なもの等、食べられるものは何でも持って帰った。一方かつぎ屋といわれる人達が江原駅から毎朝集団をなして、山陰線嵯峨駅附近まで一人で米四斗以上も運んで京都のヤミ屋と盛に取引を行った。

昭和二十三年になっても、この状態は続いた。

食糧公団宿南配給所から浅倉部落駐在員にあてた砂糖の配給に関する依頼状があるので次に紹介しよう。

昭和二十三年二月一日現在の主食配給を受けている者に対して、主要食糧の代替品として輸入砂糖を配給することになったので、部落内住民に周知徹底方を依頼しているが、次のような依頼内容を含んでいる。

第五部 昭和後期

表78 昭和21年浅倉区物資配給状況（当時の戸数71戸、居住人口359人）

月	日	配給物資
2	16	成年男子酒特配6斗4升（男戸主1升、女戸主3合、592円32銭）
3	5	1級酒12本（@17円、1人当4勺）、甘藷交換魚配給、魚7貫200匁、食用油1斗8升（@1合45銭）、成年男子ビール83本（@3円）
	13	漬物用塩158kg（193円40銭、1戸当250匁、1人当60匁）、軽合金火箸18組（@1円）
	17	軍事扶助家族ズボン下6足6戸へ配給（@4円）
	24	支那鍋31個（@18円55銭）、チリ紙8000枚（@100枚73銭）
	28	育児用（2-4歳）菓子1貫100匁（1人当40匁32銭）
	29	アルミ鋳物鍋尺9個（50円20銭）、9寸19個（37円10銭）
	4	2
10		戦災者外地引揚者へ衣料購入票配布（地下足袋5人へ、ネル14枚8人へ、真綿パッチ3人へ、アンダーシャツ1人へ）
18		鯖配給
25		縫針190袋、石けん320個、ボタン1,690個、食酢12本
26		塩たら12貫
28		昆布10貫
5		12
	18	特配酒3斗4升、ツケ木100把（@45銭）
	22	貧困者へ地下足袋1足、皮靴4足
	23	漬物用塩（内塩35kg、散塩18kg、外塩92kg）、鯖15貫（525円）
	24	戦災者引揚者へ購入票（銘仙布団1、襦袢1、袴下1）、石けん10個、ローソク5本
	25	燗寸54個
	6	2
18		2級酒47本（705円）、半長ゴム靴5、ゴム靴2、地下足袋6
23		醬油3斗4升（170円）
25		羊かん180本（270円）、ビスケット33包、キャラメル23個
—		戦災者引揚者へ衣料品購入票
7		4
	10	戦災者引揚者へ衣料購入票
	12	1級酒12本、2級酒33本、酢5升5合
8	1	ローソク157本、酢1升、雑魚1袋
	—	食用油購入券72枚（1斗4升5合）
	12	1級酒11本、2級酒22本
9	5	手拭23本、風呂敷2枚、長靴2足、半長5足、雨笠13枚
	6	燗寸大103個、小30個
	24	ふか3貫900匁、いか8貫
	25	ゆいか12貫（576円）、梨8貫500匁（225円）
	26	酢1斗8升、石けん251個、弁当箱大1、小3、アルマイト鍋33、アルミ鍋5
	30	ゆいか12貫
10	9	バター6貫（474円20銭）、戦災者引揚者へ鍋（弁当箱2、アルミ鍋1、アルマイト鍋1）
	12	1級酒7本、2級酒9本、昆布10貫
11	2	酢1斗5升、雑魚9袋、新憲法発布祝賀酒（1級酒4本、2級酒14本）、ジャムかん詰2貫600匁（152円50銭）
	3	ようかん100本（305円）
	6	小鯛3貫、焼きす8貫
	9	醬油用塩518.9kg
12	10	酢1斗、燗寸35個、石けん78個、オシメカバー1
	21	正月用酒5斗7升
	26	衣料購入券286枚、昆布3貫600匁、雑魚2貫400匁、みかん8貫200匁、釜など家庭用品8個

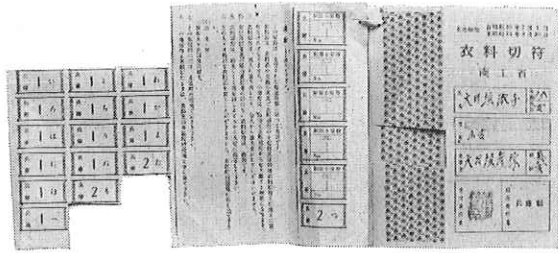


写真205 衣料切符（昭和23年）



写真206 家庭用品購入通帳（昭和23年）

となつてゐる。又昭和二十四年度の配給物資の年間報告書が八代村記録として残されてゐるから、その内容を抜粋して紹介しておこう。

昭和二十四年度八代村配給状況

八代村内居住者戸数 二二七戸

退と見做し処理する

若し該当日に不参の場合は配給辞

一、配給日は三月二十五日午前中

持参すること

一、配給日には米穀通帳と認印を

しない

一、砂糖配給を辞退する者にはそ

れに代る主要食糧を一切配給

量)を差引く

一、米の代替率、砂糖九〇〇瓦に

つき米九九〇瓦(約大人三日

量)を差引く

一、配給価格九〇〇瓦に対し二一

円九〇銭

第五部 昭和後期

一般居住者 八八一人
 不完全農家 五五一人
 合計 一四三二人
 が対象となっている。

一、食糧

品名	数量	品名	数量
精米	六、八六六・七kg	生甘薯	一、四五九・六kg
押麦	二、二九五・七	マイロ	三九・二
小麦粉	二、二四〇・三	乾パン	七九・〇
干麵	一、二八四・五	とうもろこし粉	一六八・一
甘藷粉	九九七・〇	馬鈴薯	八八九・五

一、酒類

一般家庭配給用酒	一二石三斗六升
同 焼酎	一石九斗
冠婚葬祭用酒	一石九斗五升

一、乳製品

加糖煉乳五八〇g入三打、加糖粉乳四五〇g入三打

一、塩配給数量

八九俵 三五六疋

一、味噌醬油

味噌 七〇貫

配給延人員

九七二人

醬油 一四石九升八合

同

二二〇人

一、石鹼配給量

八、二二三個

一、油脂類

三石五斗 椰子油、落花生油

一、砂糖

六、九二八升 一般家庭用

二五八升 乳児用

一、菓子類

一七貫三〇〇匁 幼児用菓子

六〇二個 幼児用キャラメル

五〇〇個 森永キャラメル

一、衣料品、放出綿配給

浴用タオル八五本、湯上タオル一三〇本、六四四方碼

男子上下服七、女子服七、少女服四

一般丸首シャツ一六〇、ランニング四三、子供丸首シャツ二三三

放出綿布一人〇・八方碼で、一、三〇五方碼

アウトテング三九枚、スポーツシャツ四二、子供服三〇

一、ゴム製品

豆靴三〇足、布靴二〇〇足、浅靴五九足

地下足袋六一二足、長靴三足、半長五足

自転車タイヤ、チューブ一七本、リヤーカータイヤ、チューブ一本

一、其他

畳表 四四枚 板硝子 六二枚

自転車 六台 リヤーカー 二台

一、肥料

春肥一四五六貫、秋肥五二六貫

一、昭和二十四年米供出に対する報奨物資配給量

煙草 一八、二一〇本 酒類 四石一

綿織物 二六八反 綿タオル 二三三

綿手拭	一四七	作業ズボン	四二
地下足袋	一一八	石鹼	六二
報奨用自転車	五	リヤカー	二
自転車タイヤ、チューブ	一一		

以上

しかし昭和二十四年頃から漸く生活事情が好転し始めたため、昭和二十五年三月には重要物資統制令が解除され、切符制も廃止されたが、食糧管理法だけは残され、米穀類購入通帳が引き続き使用された。

太平洋戦争の最中の昭和十七年二月二十一日に統制経済の一環として生れた米の配給制は、一世帯に一枚交付されたこの米穀切符によるのであるが、昭和四十一年から生産過剰で配給制が崩れ、昭和四十七年物価統制令も廃止されてこの通帳も無用となった。しかし食管法が生きている中で有名無実のこの通帳も生きていたが、昭和五十七年に遂に廃止されるに至った。

第二節 地方政治の民主化

公職追放と地方制度の民主化

総司令部は日本民主化のため、昭和二十一年一月、軍国主義者、超国家主義者を中央政界、言論界から追放することを指令した。さらに十一月には、第二次追放を行ったが、その範囲は地方公職にまで広げられた。

公職追放該当者は、兵庫県においては、県議員二〇名・市長七名・町村長二二八名・市町村助役一〇五名に達した。

日高町では、大政翼賛会支部長、翼賛壮年団長、在郷軍人分会長であった。

政治の民主化のため、昭和二十年十二月、衆議院議員選挙法が改正公布された。選挙資格は満二〇歳、被選挙資格は満二五歳に引き下げられるとともに、婦人参政権も認められて男女平等の普通選挙制が実現された。日高町の場合をみると、昭和十七年末の衆議院議員選挙有権者数は一四四一人であったが、昭和二十一年末には四五五四人となり約三倍に増加した。

昭和二十一年九月、地方制度の改正が行われ民主化が進められた。まず知事・市町村長の直接公選制が採用された。選挙資格は満二〇歳以上とし、被選挙資格は、県・市・町・村議会議員は満二〇歳以上、市町村長は満二五歳以上、知事は満三〇歳以上に改められた。また行政の公正を期するため、監査委員制度や選挙管理委員会制度も採用されて民主化されていった。さらに、第二次地方制度改革として昭和二十二年四月地方自治法が公布され、新憲法とともに五月三日施行された。

これらの改革によって、昭和二十二年四月には一連の選挙が執行された。四月五日は兵庫県知事選挙が行われ岸田幸雄が当選した。同日市町村長選挙も施行された。この時の国府村長は長沢昂、日高町長河本重利、八代村長吉谷清一、三方村長成田猪三雄、西気村長和多田忠繁、清滝村長奥田武夫であった。

四月二十日は参議院議員選挙があり、兵庫県地方区では原口忠次郎・藤森真治・小畑哲夫・赤木正雄・田上政五郎が当選した。四月二十五日は兵庫県会議員選挙があり、城崎郡から山田六郎と佐川辰夫が当選し

た。四月三十日には町村議会議員の選挙も一斉に施行された。

税制の改革

前述のとおり政治の民主化が進められたが、これに応じて税制も地方自治確立にむかって改革されていった。昭和二十二年地方税法の改正が行われ、従来国税として地租・家屋税・営業税を徴収し、府県へ還元交付していたものを府県の独立税とした。また、鉱区税・遊興飲食税も府県税に移された。府県民税・市町村民税の制限額引上げや、独立税目の拡張も行われた。配付税は地方分与税と改称され増額されていった。しかし、六三制教育の実施、自治体警察設置、公務員給与の改訂などと並んで物価は高騰し、インフレは進行していった。昭和二十三年、地方分与税は、また配付税に改められた。

昭和二十三年末マッカーサー元帥から経済安定九原則の指示が出され、ドッジ公使により地方配付税が減額されてドッジラインがしかれ、昭和二十四年度予算の引締政策がとられて、インフレの進行も次第におさまってきた。

昭和二十四年には、シャープ使節団が来日し、税制改革が行われ、昭和二十五年度から実施された。この改革による市町村税では、市町村民税と固定資産税が採用され、なお不足を補うため地方財政平衡交付金制度が創設された。

さらに昭和二十六年における改正では、法人税割、健康保健税が創設され、その後年々修正と改正が加えられていった。



写真207 日高警察署庁舎（昭和14年新築）

警察の民主化

豊岡警察署江原分署は大正十五年六月二十六日から日高警察署と改称された。昭和十三年、県費三万三〇〇〇円で、日高町日置に日高警察署庁舎の新築工事が着手された。庁舎は敷地五二四坪で、本庁舎・留置場・自転車置場・署長官舎等を翌年四月竣工し、五月新築落成式を挙行了。昭和十五年の署員数は増員されて一九名となったが、その後、戦局の拡大するに伴い、占領地域も拡大され、占領行政が重視されるに至り、行政機関の事務を簡素化して、生じた余剰人員は占領地へ振り向けられることになった。

そのため昭和十八年四月、警察機構簡素化が行われ、警察署・派出所の統廃合が断行された。兵庫県では一一警察署が廃止され、警部派出所に格下げとなった。但馬では、生野・日高・香住・村岡の各警察署が廃止され警部派出所となった。日高警察署管内六カ町村区域は、豊岡警察署に統合され日高警部派出所となり、署員数は一二名に減員されていた。

昭和二十年には、神戸などの都市は大空襲を受け、警防陣の再編成が必要となり、このため神戸市内各警察署の再編成とあわせて、県下重要警察署の増員、地方警視配置警察署の増加、警備隊の増強、昭和十八年の行政簡素化により廃止された警察署の復活、監察制度強化のための専任監察官の配置、消防陣の充実強化などの措置が講じられ



写真208 日高町自治体警察庁舎
(後の教育委員会事務局)

た。このため昭和二十年五月一日、日高・香住・村岡の警部派出所は、警察署に復活したが、このとき日高警察署は従来の六カ町村を管轄区域とし、警部署長以下二四名の定員となっている。

明治以降実施されてきた中央集権的警察制度は、戦後は地方自治法と関連して解体され、民主化された自治体警察と消防団が誕生した。

昭和二十三年十二月、警察法が制定され、国家地方警察と自治体警察の二本だてとなり、警察の運営機関として、国家と地方自治体にそれぞれ公安委員制度が採用され、昭和二十三年から施行された。

自治体警察は人口五〇〇〇人以上の市町村に設けられ、市町村公安委員が管理した。従来の日高警察署は昭和二十三年一月三十一日に廃止され、二月一日より、「国家警察兵庫城崎南地区警察署」が日高町内に設置され、三方村・清滝村・西気村・国府村・八代村・中筋村・三椒村の七カ村を管轄区域とし、署長警部を含め二二名の署員となった。その後昭和二十五年六月七日、中筋村が管轄区域より除かれた。

但馬における自治体警察は、豊岡・香住・日高・八鹿・出石・生野・浜坂の七町に設置された。

日高町自治体警察は昭和二十三年二月一日発足し、署長警部補米田初蔵以下九名の署員であった。公安委員は伴資凱・川上小一郎・安東寿雄の三名が就任した。昭和二十四年には日高町岩中字中坪に庁舎・留置場が建設され、昭和二十五年には署長公舎も新築された。

自治体警察は発足したものの、地方自治体にとっては財政的負担が大きいことや、情勢変化に対応するために効果的でないことなどの問題もあり、昭和二十六年九月二日、日高町議会で「警察を維持しないことを住民投票に付する」旨の議決がなされ、同年九月二十五日、住民投票が行われた。その結果警察廃止に賛成二四〇二票、反対七〇二票で十月一日、日高町自治体警察は廃止された。また国家地方警察兵庫県城崎南地区警察署も同時に廃止され、国家地方警察日高警察署が設置された。その後昭和二十九年六月三十日、日高警察署と改称し、昭和三十二年二月一日より豊岡警察署日高警部派出所となった。

消防の民主化

戦時中活躍した警防団は各町村とも、昭和二十二年四月一日廃止され、警察署指揮下を離れた自治体消防団が設置された。日高町の場合は、同年七月二十一日、日高町消防団設置条例が議決され、八月一日より施行された。日高町消防団の定員は四六八人とし、団長一人・副団長二人・分団長一人・副分団長三人・団員四一九人の編成であった。また町会議員及び学識経験者による消防委員会も設置された。

その後、日高町消防団特設分団は、昭和二十四年、ダッチ一九四一年式消防自動車、昭和二十五年、ダッチ一九四二年式消防自動車、昭和二十七年、ニッサン一九五二年式消防自動車を順次購入し、計三台の消防

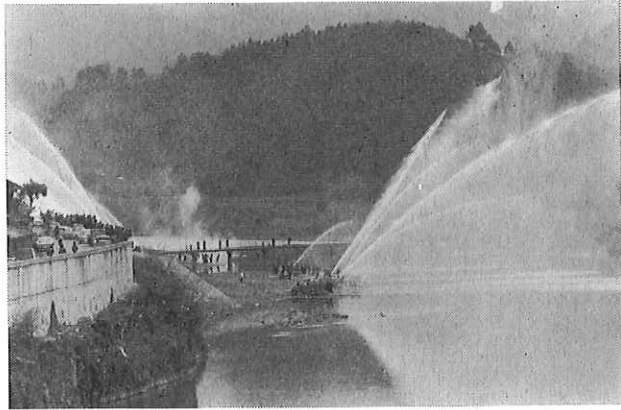


写真209 消防出初式風景（日置河原）

自動車が配置された。

昭和三十年、町村合併により新たに日高町消防団条例が議決され新町の消防団が発足した。その編成は本部・支団・分団とし、定員を二〇〇名以内、団長一名・副団長六名（兼支団長）・副支団長六名・本部役員若干名・分団長六六名・副分団長一〇六名であった。昭和三十二年には消防団員等公務災害補償に関する条例も制定された。昭和三十五年には特設分団が設置され、消防ポンプも近代化し、機動ポンプ六一台、腕用ポンプ四台の装備となった。

昭和四十八年三月、消防団の機構が改革され、その編成は団長・副団長のもとに特設分団・一般分団・本部が置かれ、一般分団は近隣の三―五区を合わせて分団とし計一八分団が置かれ、団員総数八一三人となった。この機構編成は表79のとおりである。

消防団の装備も機動力化し、消防自動車は特設分団に二台、第二・六・八・一二・一六・一七分団に各一台づつ計八台となり、その他の分団には小型動力ポンプ積載車一二台が配置され、各分団の区には小型動力ポンプが設備されており、早期消火の実績が挙げられている。

第五部 昭和後期

副 団 長

第3分団			第2分団			第1分団			特設分団	
第4部 (竹貫)	第3部 (上石)	第2部 (西芝)	第1部 (池上)	第4部 (野々庄)	第3部 (堀新)	第2部 (府中)	第1部 (府市場)	第3部 (上郷)		第2部 (土居)
1			1			1			1	
1			1			1			1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	8	7	7	7	7	8	10	7	7	7
10	11	10	10	10	10	11	13	10	10	10
43			43			35			22	

第13分団			第12分団			第11分団			第10分団				
第3部 (広井)	第2部 (羽尻)	第1部 (殿)	第4部 (荒川)	第3部 (栗山)	第2部 (觀音寺)	第1部 (森山)	第4部 (知見)	第3部 (佐田)	第2部 (伊府)	第1部 (篠垣)	第3部 (日置)	第2部 (日高)	第1部 (鶴岡)
1			1			1			1				
1			1			1			1				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	9	7	7	7	8	7	10	10	10	10	10	23	17
10	12	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10	23	17
34			43			42			52				

○消防ポンプ自動車
○小型動力ポンプ付積載車
○△一町管理

1	分 団 長
3	副 分 団 長
	副 分 団 長
	部 長
	班 長
3	団 員
7	合 計

表 79 日高町消防団機構編成表

團長

一般分団

第9分団				第8分団				第7分団				第6分団			第5分団			第4分団					
第4部 (山本)	第3部 (水)	第2部 (国分)	第1部 (称布)	第4部 (夏栗)	第3部 (久田)	第2部 (道場)	第1部 (久斗)	第4部 (赤崎)	第3部 (浅倉)	第2部 (岩中)	第1部 (宵田)	第3部 (日吉)	第2部 (東構)	第1部 (江原)	第3部 (河江)	第2部 (八代)	第1部 (猪ノ爪)	第3部 (谷中)	第2部 (奈佐)	第1部 (藤井)			
1				1				1				1			1			1					
1				1				1				1			1			1					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	7	8	7	7	7	7	17	7	8	7	11	13	12	22	10	7	7	7	7	7	7	7	7
10	10	11	10	10	10	10	20	10	11	10	14	16	15	25	13	10	10	10	10	10	10	10	10
43				52				47				58			35			32					

第18分団				第17分団				第16分団				第15分団			第14分団					
第4部 (水口)	第3部 (稲葉)	第2部 (万劫)	第1部 (山田)	第3部 (東河内)	第2部 (神鍋)	第1部 (万場)	部	第4部 (名色)	第3部 (神鍋)	第2部 (栃本)	第1部 (山宮)	第3部 (石井)	第2部 (頃垣)	第1部 (十戸)	第5部 (庄境)	第4部 (野)	第3部 (芝)	第2部 (猪子垣)	第1部 (田ノ口)	
1				1				1				1			1					
1				1				1				1			1					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	7	8	9	9	10	9	9	11	13	7	9	7	7	7	7	7	7	7	10	
10	10	11	12	12	13	12	12	14	16	10	12	10	10	10	10	10	10	10	13	
45				39				54				32			55					

1
3
19
19
67
134
570
813

第三節 農地改革と農業協同組合

第一次第二次農地改革

農地改革は、連合軍の占領政策として、日本の社会・経済民主化のための重要な政策であった。昭和二十年十二月、連合軍総司令部から、「農地改革についての覚書」が発せられた。その覚書は、「民主化促進上経済的障碍を排除し、人権の尊重を全からしめ、且数世紀に亘る封建的圧制の下、日本農民を奴隸化して来た経済的桎梏を打破するため、日本帝国政府はその耕作農民に対し、その労働の成果を享受させるため、現状より以上の均等の機会を保障す」べきことを指令したものであった。

これを受けて、政府が提出した第一次農地改革法としての農地調整法改正法案が、昭和二十年十二月、国会を通過し、昭和二十一年二月一日から農地調整法が施行された。その要点は

- (1) 在村地主保有面積の限度を三町とし、残余の小作地を農業会を通じて耕作農民に売渡し、これを五カ年で完了する。
 - (2) 物納小作料を金納制に改める。
 - (3) 市町村に農地委員会を設け、農地に関するいっさいの主要な事柄をこの委員会に諮問する。
- というものであった。

しかし第一次農地改革法は不徹底で、連合軍総司令部の満足するところとはならず、昭和二十一年六月、

総司令部から一六カ条からなる「勧告」が発せられた。これをうけて政府は、自作農創設特別措置法案と農地調整法改正案を作成し、昭和二十一年九月、二法案は議会を通過し、十月公布実施された。その要点は、

- (1) 在村不耕作地主の土地保有面積は、北海道以外は平均一町とし、それ以外は強制買収の対象とする。
- (2) 土地はすべて国家が買上げて小作人に売渡す。
- (3) 農地委員会の構成を地主三名・自作二名・小作五名とする。
- (4) 小作料は金納としてその最高額を定め、小作契約は文書による。
- (5) 実施期間は二カ年とする。

というものであった。

農地委員会の活動

これをうけて、市町村農地委員会の委員選挙が、昭和二十一年十二月に行われた。旧六カ町村の農地委員の一覧表は、表80のとおりである。

各村農地委員選挙の各階層別有権者数については、三方村の場合のみをあげておく。(表81)
また農地委員の活動を円滑にするため、各部落に一名宛の補助員を置いた。

農地改革実績

農地委員会が発足するとともに、農地の買収売渡しの事務が進行した。その総括的実績は、兵庫県では太平洋瀬戸内沿岸地区に比べると、但馬丹波などは農地等の買収・売渡の件数・面積が少い。

表80 旧6カ町村農地委員一覽表

清 滝 村	西 氣 村	三 方 村	日 高 町	八 代 村	国 府 村
自地小 作主作	自地小 作主作	自地小 作主作	自地小 作主作	自地小 作主作	自地小 作主作
安岡真一、飯田耕作 橋本幾太郎、小山清一郎、安岡李右衛門、小林一郎、飯田貞雄 前田喜代一、和田久太郎、奥田武夫 委員会長 奥田武夫	原田中義明、岡本博、西村繁一、水口熊太郎、岡本小一郎 田中義明、藤本熊夫、北村繁一 田中一郎、藤本熊夫、北村繁一 委員会長 田中義明	飯田実三、太田一馬 谷垣三好、長岡直孝、成田幸吉 長瀬専之助、安積佐一、吉井歳男、谷垣宇之助、水田義男 委員会長 長岡直孝	植田牧三郎、吉田忠太郎 田口健三、河本重利、井垣市太郎 成田太助、小田垣春一、赤木檢一、井藤庄太郎、安岡貞一 委員会長 田口健三	吉田武雄、篠部武、長谷川武範 吉谷熊夫、橋本佐市、藤本初太郎、三好亀雄、木下与太郎 谷原敏太郎、川崎宇太郎 委員会長 谷原敏太郎	武中喜一郎、中野栄二 西村藤太郎、正木正、植坂力 松原幸太郎、上倉清藏、上村竹雄、西村駿二郎、西田利之助 西村藤太郎、正木正、植坂力 委員会長 西村藤太郎

第二十一章 戦後耐乏生活と民主化政策

表81 三方村農地委員階層別有権者数一覧表

計	庄 野 境	荒 芝 川	猪 子 垣	広 ノ 井	田 ノ 口	羽 殿 尻	栗 殿 山	観 音 寺	森 山	知 見	佐 田	伊 府	篠 垣	部 落 名							
一九三	一七	二九	四	二	一七	二一	九	二	二六	二	一八	二	一四	一 九	地 主						
九一五	三八	四四	四九	六一	九	四〇	七八	一五	四	四〇	四六	一〇	二	四七	八〇	七六	三一	二〇	自 作		
一、二三五	五八	一〇	三一	四一	三三	三九	七一	七九	一〇	六	七四	七九	一三	六	九一	一一	九	六六	一〇	三五	小 作
二一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	二	一	四	二	一	二	一	二	一	二	法 人	
二、三六四	一一四	一五〇	一〇〇	九九	四八	一二四	一七四	二八一	一二三	一五〇	二六六	一四一	二二一	一五六	一四一	七六	合 計				

次頁に但馬各郡及び日高町旧町村別の農地等買収実績総括表・同売渡実績総括表（兵庫県農地改革史）を掲げておく。（表82、83）。それによると日高町旧六カ町村の農地買収実績は、国府村一四二町余、八代村二七町余、日高町九七町余、三方村一九六町余、西気村六九町余、清滝村六四町余、合計五九七町九反余。農地を買収された人数総計は、五六九人となっていて、世帯でまとめると、五五五戸である。

買収された農地（田畑）面積の広狭別地主数の集計は、表84の通りである。一町未満の者が最も多く四四一人で、一町以上二町未満の者は五四人。二町以上三町未満の者は三〇人で、最高の四〇町以上の者は一名となっている。

農地改革による農地一反当の買収価格は、田は賃貸価格の四〇倍で平均九五〇円、畑は賃貸価格の四八倍で平均五一五円と定められたが、インフレの進行により不当に安い価格となってしまった。買収された地主には報償金として、田は賃貸価格の一一倍、畑は一四倍の金額が政府より交付された。

このようにして、農地改革が行われ、山林を除いて農地は解放され、農民は大部分が自作農となり、農村の民主化が進展していった。

日本の農村には、零細で貧困で集約的な水田中心農業、高率物納の小作料に縛られた地主小作制度、治水灌漑の共同水利権や山林入会権に規制され村民個人経済の自由な発展を束縛した農村共同体生活、封建的な主従隷属関係と経済依存関係で結ばれた親方子方制度、中央政府権力支配のもとに命令服従の関係におかれた上意下達機構の地方行政機関などの根強い封建性が明治・大正・昭和の近代資本主義社会の発展の過程の中で残存していた。

第二十一章 戦後耐乏生活と民主化政策

(兵庫県農地改革史による)

牧野、採草地			農業用施設、その他			報償金 (円)	合計	
面積 (反)	件数	金額 (円)	数量面積 (反)	件数	金額 (円)		件数	金額 (円)
200.425	11	8,382.50	14.320	3	3,417.42	973,421.89	5,357	8,362,599.75
497.927	313	62,662.62	1.712	1	54.00	671,148.82	4,903	8,227,991.65
207.318	22	14,609.19	4.123	2	1,524.72	994,517.56	7,053	10,091,023.61
187.220	27	30,988.40	15.115	51	33,66.14	793,047.92	4,761	8,917,924.41
3,142.219	162	225,674.09	24件1ヶ 31.814	33	5,991.02	634,528.63	5,412	7,433,232.04
7.011	6	1,226.46	—	—	—	109,070.01	789	1,331,782.92
—	—	—	—	—	—	35,693.88	165	222,050.19
600	2	56.68	100	—	259.02	137,787.10	493	1,061,292.24
300	—	9.75	—	—	—	151,868.95	654	1,915,987.28
—	—	—	—	—	—	63,157.44	329	549,483.36
—	—	—	—	—	—	58,742.96	489	517,962.61
7,911	8	1,292.89	100	—	259.02	556,320.34	2,919	5,598,558.60

(兵庫県農地改革史による)

牧野、採草地			農業用施設、その他			合計	
面積 (反)	件数	金額 (円)	数量面積 (反)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
200.425	19	8,382.50	100	2	259.02	11,607	7,365,377.62
497.927	375	62,662.62	1,025	1	54.00	11,844	7,631,097.77
207.318	109	14,609.19	4,123	2	1,524.72	16,113	9,144,259.84
187.220	43	30,988.40	15,114	3	3,366.14	9,232	11,580,599.15
3,134.314	401	221,230.99	47件1個 31.814	28	5,991.02	11,558	6,789,474.64
7.011	7	1,226.46	—	—	—	1,454	1,222,906.51
—	—	—	—	—	—	439	186,379.17
600	2	56.68	100	2	259.02	1,221	923,505.14
300	—	9.75	—	—	—	2,007	1,762,406.09
—	—	—	—	—	—	641	486,325.92
—	—	—	—	—	—	780	459,307.01
7,911	9	1,292.89	100	2	259.02	6,542	5,040,829.84

第五部 昭和後期

表82 農地等買収実績総括表

市、郡	農地			宅地			建物			
	面積 (反)	件数	金額 (円)	面積 (坪)	件数	金額 (円)	数量 (棟)	件数	金額 (円)	
但馬	城崎郡	9,801.725	4,758	6,993,098.89	55,183.80	576	346,864.05	10	9	37,415.00
	出石郡	10,296.005	3,919	7,189,967.53	66,832.21	664	287,758.68	6	6	16,400.00
	養父郡	11,798.129	5,809	8,584,649.09	75,041.52	1,219	493,128.05	1	1	2,600.00
	朝来郡	9,734.305	4,346	7,754,667.11	41,800.62	334	304,654.84	5	3	31,200.00
	美方郡	10,694.116	4,542	6,249,171.15	49,048.77	668	261,057.10	14	7	56,860.00
日高町	国府村	1,424.528	708	1,150,624.00	5,326.26	70	44,962.45	5	5	25,900.00
	八代村	276.820	157	177,436.09	1,243.93	8	8,920.22	—	—	—
	日高町	972.004	418	862,633.24	4,777.00	70	55,606.20	1	1	4,950.00
	三方村	1,966.300	512	1,680,639.53	20,324.00	142	83,469.05	—	—	—
	西気村	699.417	242	439,648.12	6,520.64	84	40,112.80	4	3	6,565.00
	清滝村	640.325	417	428,713.20	4,828.00	72	30,506.45	—	—	—
合計	5,979.604	2,454	4,739,694.18	43,019.83	446	263,577.17	10	9	37,415.00	

表83 農地等売渡実績総括表

市、郡	農地			宅地			建物			
	面積 (反)	件数	金額 (円)	面積 (坪)	件数	金額 (円)	数量 (棟)	件数	金額 (円)	
但馬	城崎郡	9,774.211	11,005	6,972,457.05	55,183.80	574	346,864.05	10	7	37,415.00
	出石郡	9,857.429	10,807	7,264,043.07	66,866.74	655	287,938.08	6	6	16,400.00
	養父郡	11,806.214	14,776	8,631,334.98	75,205.82	1,225	494,190.95	1	1	2,600.00
	朝来郡	10,388.111	8,853	11,210,389.77	41,800.62	329	304,654.84	5	4	31,200.00
	美方郡	10,687.104	10,453	6,244,335.53	49,048.77	668	261,057.10	14	8	56,860.00
日高町	国府村	1,424.805	1,374	1,150,817.60	5,326.26	70	44,962.45	5	3	25,900.00
	八代村	278.502	431	177,458.95	1,243.93	8	8,920.22	—	—	—
	日高町	972.004	1,146	862,633.24	4,777.00	70	55,606.20	1	1	4,950.00
	三方村	1,963.902	1,865	1,678,927.29	20,324.00	142	83,469.05	—	—	—
	西気村	699.417	554	439,648.12	6,520.64	84	40,112.80	4	3	6,565.00
	清滝村	640.329	708	428,800.56	4,828.00	72	30,506.45	—	—	—
合計	5,979.029	6,078	4,738,285.76	43,019.83	446	263,577.17	10	7	37,415.00	

表84 日高町(旧6町村)解放
農地広狭別解放者集計表

	買収された人
1 町 未 満	441人
1 町～2 町	54
2 町～3 町	30
3 町～4 町	10
4 町～5 町	8
5 町～10町	5
10町～20町	5
20町～30町	1
30町～40町	0
40 町 以 上	1
合 計	555

- 註 1. 農地は田と畑の合計。
 2. 世帯毎にまとめた。
 3. 日高町以外の不在地主及買収農地は調査困難につき不明

る。

農地改革は、財閥の解体、労働運動の解放、と並んで社会体制の根本的変革をめざす試みであった。それは社会主義革命、共産主義革命がめざす全面的土地国有化とは程遠いものであったが、日本の農村の封建性の根幹を形成する地主小作制度に対し、致命的な打撃を加えた。ここに在来の地主制は崩壊し、独立自営の小農民の自作農創設のコースが実現したのである。親子方制度も急速に解体の過程に向った。

次に、わが町における農地一町歩以上解放の地主一四名全員につき、氏名、部落名、田畑解放面積の一覧表をかかげておく。(表85)

士農工商の封建的身分制度は打破され、四民平等、自由民権の近代国家が発展した筈であるにもかかわらず、農村の封建性が日本民主化を強く阻んでいた。近代国家日本は、軍事的半封建的天皇制国家であり、帝国主義列強の仲間入りをして富国強兵の道を求め、東亜の盟主たらんと志したが、財閥独占資本と封建的農村体制は日本の歴史的發展を方向づける根幹を形成していたのである。

第五部 昭和後期

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
田ノ口	羽尻	佐田	西芝	荒川	鶴岡	竹貫	神鍋(太田)	神鍋(栗栖野)	水口	神鍋(太田)	伊府	府中新	万石場	上石	祢布	荒川	篠垣	水口	芝	部 落
北村	中川武讓	小田垣利左衛門	上倉亀五千	隆国寺	宮田善雄	邨生繁次郎	谷口正敏	岡本善博	中島善則	向藤原貞一郎	西田彦五郎	長沢政太郎	岡藤義雄	植坂六郎	長谷川明	井上真一郎	柴垣博	中島久太郎	谷岡篤	氏 名
三四、八一六	三八、四〇〇	三六、〇二〇	三五、一〇八	四一、九〇七	一四、九一九	三八、四〇四	四三、一一一	四七、九二二	四九、九〇二	四八、七〇三	五七、二二三	八二、二二〇	九一、四一一	九五、四〇七	一〇五、九二二	一二四、九〇九	一二四、五〇六	一九六、三三三	三五九、九一四	町反 畝歩
七、一〇九	四、二一五	七、七〇〇	一〇、二〇四	六、四二一	三四、四〇六	一、二〇三	六、七二六	六、七二〇	九、〇一七	一三、六〇九	二六、五〇〇	九、二二〇	一、三〇二	八、三三三	八、〇一五	一三、九〇六	一九、八一六	二四、二一九	五九、二一八	町反 畝歩
四一、九二五	四二、六一五	四三、七二〇	四五、三二二	四八、三三八	四九、三三五	四九、六〇七	四九、八二七	五四、七一二	五八、九一九	六二、三二二	八三、七二三	九一、五一〇	一〇二、七一三	一〇三、八〇〇	一一四、〇〇七	一三八、八一五	一四四、三三二	二二〇、六一二	四一九、一〇二	町反 畝歩

表85 農地一町歩以上解放者一覽表(個人名儀を中心にして家族集計ではない)

第二十一章 戦後耐乏生活と民主化政策

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21		
知	伊	山		知	江	篠	赤	水	神	大	鶴	江	広	奈	西	庄	篠	藤	鶴	岩	夏	部	
			殿						鍋					佐								落	
見	府	田		見	原	垣	崎	口	巴	岡	岡	原	井	路	芝	境	垣	井	岡	中	栗		
谷	伊	井	多	蓮	田	篠	吉	水	和	大	戸	生	長	長	三	佐	安	赤	河	森	井	氏	
垣	府	上	田	口	垣	谷	口	田	田	岡	田	瀬	谷	木	藤	木	松	本	重	垣	市	名	
肅	部	之	鶴	健	部	雄	与	邦	一	寺	卓	辰	実	川	正	善	一	二	利	利	太		
一	落	祐	夫	寺	三	一	郎	郎	一	一	治	夫	郎	武	鶴	一	郎	利	助	助	郎		
二 三、 六〇 七	二 三、 八二 一	二 〇、 九〇 二	二 五、 八一 一	二 一、 二〇 一	二 九、 六二 六	一 二、 二二 九	一 七、 一一 五	一 八、 七二 二	三 三、 四二 三	二 八、 〇一 四	三 三、 五〇 〇	二 六、 四一 四	三 五、 五二 一	三 二、 五〇 五	三 八、 二〇 二	三 一、 一〇 七	二 三、 五〇 〇	三 三、 六〇 二	反				
三、 〇二 二	二 五、 八一 五	二 七、 七〇 七	二 五、 七〇 六	二 五、 九二 一	二 六、 〇一 六	二 五、 六二 三	一 六、 一一 七	一 二、 六〇 一	一 二、 三〇 四	一 一、 二一 四	一 一、 二一 六	六、 四二 六	三、 七一 一	一、 七二 三	二、 八〇 九	六、 四一 八	八、 三〇 一	一 五、 九一 九	六、 三二 九	反			
二 五、 六二 九	二 五、 八一 五	二 六、 五二 八	二 六、 六〇 八	二 六、 八〇 二	二 七、 九二 九	二 八、 六一 七	二 八、 八一 三	二 八、 九〇 〇	二 九、 四二 九	三 三、 七〇 九	三 四、 五一 〇	三 七、 二〇 一	三 八、 二〇 七	三 八、 四〇 〇	三 八、 九二 三	三 九、 〇一 四	三 九、 四〇 八	三 九、 四一 九	三 九、 九二 一	反			
																						合	
																						計	

第五部 昭和後期

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43
神鍋 (大田)	久斗	西芝	宵田	上郷	庄境	山田	土居	山本	石井	上郷	奈路	夏栗	府新	東内	羽尻	広井	奈佐	西路	浅倉	山田	宵田	田口	西芝
和元	成田	藤原	蓮生	植村	和田	増田	木村	小谷	福嶋	赤木	一幡	成田	長沢	大田	山本	水島	長谷	林英	田尻	井上	熊田	大谷	小林
三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘	三弘
一六、六二六	一三、四二〇	一七、四二四	一三、三〇八	一七、三〇八	一八、四〇三	一七、二〇九	一九、〇一九	一八、一一九	八、一〇八	二〇、四〇七	二〇、二二六	二一、八一六	一七、六一一	二一、九〇一	一八、四一一	二一、五一五	一八、〇二二	一〇、三〇八	二二、九一八	一三、九〇九	二二、六〇九	一〇、四〇四	
二、二二一	七、六〇〇	五、七〇一	一、九一〇	六、一二六	二、二二六	一、六二七	二、八二一	一、三二六	二、四二二	二、八〇〇	五、〇二二	八、二二八	五、二二九	四、九〇九	四、五〇二	一、四〇八	五、五二二	一、五〇二	一、五〇二	一、五〇二	一、五〇二	一、五〇二	一、五〇二
一八、九一七	一九、一一八	一九、四〇四	一九、五〇四	一九、六〇四	二〇、一〇〇	二〇、一〇〇	二〇、四一五	二〇、六一一	二〇、九〇八	二〇、九〇九	二一、一二四	二二、四一五	二二、五二〇	二二、八二一	二二、九一三	二二、九二三	二三、六一四	二三、七一九	二四、四二〇	二四、四二八	二四、六一〇	二五、〇〇三	

第二十一章 戦後耐乏生活と民主化政策

88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	
水口	羽居	土居	上郷	万場	頃垣	山本	赤崎	赤崎	土居	鶴岡	神鍋(栗栖野)	東構	栗山	頃垣	知見	栗山	江原	栃本	山宮	羽尻	部	落
水口	谷垣	長見	正木	田中	西村	法華	赤崎	浄土	進美	土井	藤本	和多	長谷	大川	比曾	谷垣	芦田	友田	前田	岡本	百合	氏名
健三	三好	三好	正明	明一	精一	華部	部	寺	寺	太郎	助	弘	行	寺	信	信	四郎	一郎	彰	賢藏	次郎	氏名
一三、八〇五	一二、三〇二	一二、五二五	一六、六〇六	一五、二二七	一三、九〇三	一二、四二一	二、一一三	一〇、三〇九	一六、三三一	一五、八〇三	一〇、八〇六	一六、四二〇	一五、九二六	九、七〇九	一六、八一八	一七、二〇六	一七、〇一〇	一〇、五二二	九、一二九	一八、四一九	反	田
七二八	三三八	一〇六	八、〇二七	一、一八	一、六〇二	三、一三三	一三、六三三	五、五〇八	一六、〇〇〇	六、七三三	五、二一六	一、六二八	八、一七	一、〇二九	一、九一七	七、二〇〇	一、九一七	七、六〇一	九、三三三	反	一、二二一	畑
一四、六〇三	一四、七〇〇	一四、七〇一	一四、七〇三	一五、四一五	一五、五〇五	一五、六〇四	一五、八〇六	一五、八一七	一六、三二一	一六、三二一	一六、四二〇	一六、五二九	一七、六二四	一七、八二六	一七、九一七	一七、九二六	一七、九二八	一八、一三三	一八、四二二	一八、六一〇	反	合計

第五部 昭和後期

112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89
中	栗	鶴	府	知	森	稻	栗	観	石	十	佐	堀	上	野	久	山	宵	堀	上	佐	神	八	
山	岡	場	見	山	葉	山	寺	井	戸	田	郷	庄	斗	田	田	石	田	野	鍋	(栗)	栖	野)	代
今	成	藤	国	稻	谷	中	常	国	太	吉	小	藤	植	竹	成	井	太	船	上	吉	常	大	中
井	田	本	眼	田	垣	島	楽	谷	田	田	田	原	村	中	上	田	津	坂	田	光	円	幾	太
井	猪	三	一	武	孝	亀	寺	孝	雄	一	郎	忠	肇	峰	之	祐	剛	実	二	茂	寺	郎	郎
悫	雄	勲	蔵	史	文	男	寺	孝	雄	一	郎	忠	肇	峰	之	祐	剛	実	二	茂	寺	郎	郎
七、	七、	五、	八、	八、	二、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	八、	一〇、	七、	七、	四、	一、	一〇、	一〇、	一〇、	一、	一、	八、	一〇、	一、
二二	八〇	八一	八一	七一九	九二一	四〇一	九〇二	七〇二	九一五	〇〇八	一〇二	〇〇六	一〇一	二一三	八二六	〇一七	〇二〇	七二〇	八二六	四一五	七二七	二〇八	五二八
二、	二、	四、	一、	一、	七、					三、	一、	五、	五、	八、	三、	七、	二、	一、	五、	四、	〇、	〇、	八、
九一	六〇	五一	七〇	九一七	七二七	四二一	二二九	八二七	九一九	九一三	八二二	五〇二	四〇四	三〇五	八二四	二二〇	二一八	九一四	六二二	四〇九	〇〇八	〇〇八	
一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、	一〇、
二一	四〇	四〇	五二	七〇六	七二八	八二二	二〇一	五二九	九〇四	九一九	〇一五	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八	〇二八

		部 落	氏 名	田	畑	合 計
計	114	万 場 原	田中 岡右衛門 赤松 衛	反	反	反
	113			九、三一六 一〇、一〇三	八二一 一八	一〇、一二七 一〇、一二一
				三、〇五九、四一六	八一五、六二八	三、八七五、一一四

農業協同組合活動の発展

昭和二十年（一九四五）十一月九日 連合軍総司令部が日本政府に対し発した農地改革の指令の内容には、「小作人に土地を売渡すための条件と共に、自作農民となった者が、今後再び小作人に転落することを防止すること」を指示しており、その中の一項として、「非農業部面の利害に支配されず、日本農民の経済的・文化的向上を目的とする農業協同組合の育成計画」の作成提出が含まれていた。

この指示に基づき、日本政府は、数回にわたって法案を練り直し、第一回国会で、農業協同組合法を成立させた。同法は昭和二十二年十二月より施行された。

こうした政治的背景のもと、わが町では、翌昭和二十三年（一九四八）八月、六地区とも農業会を解散し、農業協同組合を設立した。

これと同時に、郡・県・国の段階でも農業会が解散され、夫々各段階の連合会が設立されていった。例えば兵庫県段階では、

県販売農協連、県畜産農協連、県運輸農協連、県信用農協連、県購買農協連、県養蚕農協連、県生産農協

連、県農業協同組合連 などである。

戦前の産業組合では、地主・商人・農民のいずれであっても、正組合員となり得たが、戦後の農協法では、「自ら農業を営み、または農業に従事する人」のみに正組合員の資格を限定した。

町内各農協の定款を見ると、いずれもその第一条に農協の目的として

「農民が主体となり、その協同によって農業生産力の増進と、組合員の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期すること」を掲げると共に、この目的にそって組合員資格の条項には、

「耕作農民、およびそれに準ずる農業従事者、養畜、養蚕農民を正組合員とし、地区内居住者で組合の施設を利用するものを準組合員とする」ことと定めている。

こうして、設立された町内六農協の事業計画の概要は、共通なものを挙げてみると次のようなものであった。

一、農業技術の改善

①米麦の品種改良更新、②甘藷、馬鈴薯の品種改良更新、③雑穀の品種改良、④そ菜の品種統一、栽培技術の改善、⑤果樹園の設置奨励、⑥畜牛の増殖、⑦有能なる技術員の設置、⑧産繭改良並に増産奨励。

二、貯金

当座貯金 利率日歩三厘。定期貯金 半年定期、利率年三分三厘、一年定期、利率年三分四厘、二年定期、利率年三分五厘。据置貯金 利率年五分以内。

三、貸付

① 農業用資金のみを貸付し、償還期限は、一年以内とする。

② 貸付は証書貸付とし、理事が必要と認める時は、保証人を立てしめ、又は担保を供せしめる。

③ 貸付金の利率は、農業用資金は年七分五厘以内とする。

四、販売・保管

米麦、馬鈴薯、甘藷、藻工品などの集荷・出荷を行う。

五、購買

肥料、飼料、農機具、農業薬品、その他生活必需品の斡旋を行う。日用雜貨等は店舗を設けて斡旋する。公定価格のないものは市価を標準とし理事会で定める。

六、利用設備

農業会の設備を利用し、今後増設する時は理事会又は総会の承認を得る。

各農協で所有していた設備としては、精米機、精麦機、製粉機、押麦機、粃摺機、粉碎機等がある。

七、農業共済事業

八、国民健康保険の取扱

農協活動の進展

日高町合併農協が誕生するまでの農協発展の動きは、大きく三期に分けることができる。

第一期（昭和二十三年～昭和二十五年） 恵まれた環境の下に、各農協が軌道に乗った時代である。小作農は農地解放によって自作農となると共に、耕作経営規模を拡大する途を開き、また、食糧難の時代で、農産物の高値販売が可能であり、出征者の復員によって、農業労働者の質が高まったことなどにより、農家経済は、比較的恵まれた状態にあったから、農協の積極的貯蓄奨励も実を結んでいった。

第二期（昭和二十六年～昭和三十年） 麦・雑穀等の統制撤廃による特権喪失や農家経済の悪化等により、全国的に経営困難な農協が続出した時代である。

昭和二十五年、それまでに乱立していた県段階の事業別業種連合会は、弱体化を救うため法律改正が行われて、指導連・信連・経済連の三本建に統合されたが、単位農協も連合会も経営困難なものが増加したため、農協財務処理基準令や再建整備法が制定されて、農協への再建整備指定・合併等が推進された。町域内六農協の中でも昭和二十六年に日高町農協、更に昭和二十八年に国府村農協が再建指定を受け、昭和三十年には両農協共再建整備を完了している。

第三期（昭和三十一年～昭和四十年） この時期は日本経済の高度成長期を迎え、兼業農家の増加、農薬の使用、農業機械化の進行、農外収入の増大等による信用事業の飛躍的伸展、酪農・ブローラー等畜産振興による販売事業の伸長等、農協の発展期であるが、基本的には、商工業の発展の中で、農業所得は低迷し、やがて、農協合併への胎動に続いて行く。



写真211 三方農業協同組合庁舎



写真210 日高町農業協同組合庁舎

農協の合併と沿革年表

昭和三十八年五月、農協組織の強化を目的として、合併研究委員会が構成され、討議の結果、町内六農協の合併の議がまとまったため、合併推進委員会を結成した。しかし、三方農協（組合長北村謙）が時期尚早ということで合併を見送ることとなったために、この委員会は解散となった。

六月になると改めて三方地区を除く五農協の合併の議がおこり、町の幹旋によって再び推進委員会が結成された。委員の構成は左の通りである。

町長 太田了二、町議会議長 長沢 昂

日高農協 田中隆一、林 賢三、赤木檢一

国府農協 上倉亀五千、松原 勇、中村隼一

八代農協 長谷川晃、中村 一、出口政雄

西気農協 田中幸男、和多田忠繁、原 甲

清滝農協 岡本 栄、土肥繁三、三木高治

各農協に於いても、部落座談会を開催して各組合員の賛同を得、次いで同年十二月、設立委員会を設置した。

こうして、定款、諸規程、合併経営計画等を策定し、昭和四十年十一月五日に至り合併予備契約調印式を挙行、十一月六日に財務調整を完了し

第五部 昭和後期

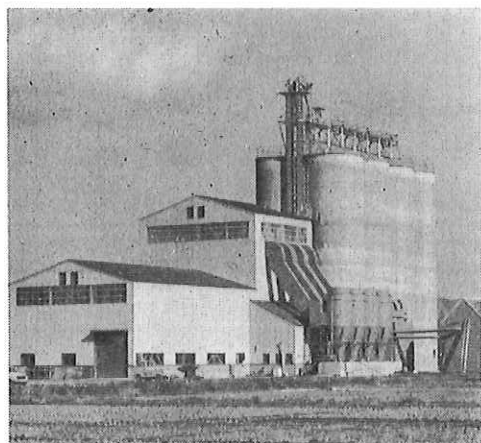


写真212 カントリーエレベーター（昭和48年完成）
（土居）

て、昭和四十一年三月三十一日新日高町農業協同組合が誕生した。その後昭和五十七年八月一日但馬日高農業協同組合と名称を変更した。

次に農協の沿革年表を掲げておく。

八 代 農 協

大 正 5	八代信用購買販売組合創立
昭 和 14	利用部設置
19	農業会設立
21	製材所開設
23	農業協同組合設立
28	北海道より乳子牛導入
30	店舗新築・稚蚕共同飼育所設置
36	和牛部会設置 水稲航空防除
37	水稲航空防除
39	事務所新築
40	製材所廃止

国 府 農 協

明 治 43	芝村信用購買組合創立
大 正 8	竹貫信用組合創立
10	上郷信用購買組合創立

第二十一章 戦後耐乏生活と民主化政策

大正 11	国府信用購買販売組合設立
昭和 19	農業会設立
20	診療所設置・国民健康保健取扱開始
23	農業協同組合設立
28	店舗新築
29	長野県より乳子牛導入 診療所閉鎖
32	水稲早期栽培実施
33	上佐野・納屋豊岡市へ 共同育雛所設置 有線放送開始
36	水稲航空防除
37	水稲航空防除
38	スーパーマーケット開設
39	水稲航空防除 稚蚕共同飼育所設置(六農協共同分) 集団桑園設置

日 高 農 協

大正 9	日高信用購買組合創立
11	販売部設置
13	第一倉庫新築
14	利用部設置
昭和 8	事務所増改築 第二倉庫新築
9	第三倉庫新築
11	第四倉庫新築
12	助産婦設置
19	農業会設立
23	農業協同組合設立
30	赤崎・浅倉加入
32	県経済連より縄工場買入
33	農産物集荷場新築 稚蚕共同飼育所設置
36	水稲航空防除
37	水稲航空防除
38	屠殺解体許可 食肉センター設置
39	事務所新築

第五部 昭和後期

三 方 農 協

大 正	7	庄境信用購買組合創立	昭 和	40	プロイラー処理場新築
	9	三方信用購買販売組合設立		41	合併見送り 有線放送開始
	13	栗山支店全焼		44.6	ガソリンスタンド建設
	15	栗山支店再建			診療所廃止
昭 和	8	診療所開設		49.9	養鶏団地建設
	17	伊府支店閉鎖			食鳥処理場建築
	19	農業会設立			育苗ハウス建設
	23	農業協同組合設立			農機具導入
	32	木炭倉庫新築		53.8	猪子垣、知見畜産団地建設
	33	貸付豚制度開始		54.3	
	34	動噴による水稲防除			
		肥育牛貸付制度開始			
	36	共同集荷場設置			
	37	事務所新築			
	38	種豚（輸入豚）事業開始			
		加工部廃止 プロイラー取 扱開始			

西 気 農 協

明 治	41	西気購買販売組合創立			
大 正	8	信用部設置			
	13	利用部設置			
昭 和	19	農業会設立			
	23	農業協同組合設立			
	24	稚蚕共同飼育所設置			
	25	農業倉庫新築			
	27	家畜授精所設置			
	35	プロイラー取扱開始			
	36	農産物集荷場新築			
	37	水稲航空防除			
	38	事務所新築（神鍋へ）			水稲航空防除

清 滝 農 協

大 正 5	清滝信用購買販売組合創立
昭 和 13	利用部設置
16	事務所増改築
19	農業会設立
23	農業協同組合設立
26	家畜授精所設置
27	椎茸乾燥場設置
28	理容所設置
35	共同桑園設置
37	水稻航空防除
38	水稻航空防除 スーパーマーケット開設

但 馬 日 高 農 協 (合併後)

昭 和 41	八代支所店舗改築 八代支所簡易郵便局始める 農協婦人部結成
42	機構改革 有線放送開始 本所事務所増築
43	国の野菜産地指定をうける 農業祭実施 雪上車購入
44	給油所新設 ひまわり号誕生 共済事業全国共済農協連受賞
45	清滝支所移転 営農課新設 神鍋 LP ガス集団供給施設設置
46	農協ひだか創刊 本所マーケット新設 野菜出荷場建設
47	機械センター設立 航空防除実施
48	カントリーエレベーター設置 三方有線と接続開始
49	国府農業倉庫改装 有線番組最優秀賞受賞
50	給油所新築
51	増資3カ年運動実施
52	農協青年部結成
53	国府支所店舗並びに研修室新築 山田 LP ガス集団供給施設設置
54	有線テレホンサービス部落放送開始 信用事業オンライン開始
55	年友会の会結成 国府支所事務所新築
56	現金自動貯金支払設置 貯金100億円達成 県・機関紙コンクール最優秀賞受賞
57	麦乾燥施設 糶穀推肥製造施設設置 農協名称変更 本所西気支所改修 有線放送番組全国最優秀賞受賞